

期限が迫っています!特例措置適用の認定はお済ですか?

今知っておきたい 事業承継税制と対策

～時限特例措置で大幅に緩和～

事業承継は全ての企業に起こることです。経営者の高齢化が進む中、2025年までには70歳を超える経営者は約245万人になり、うち半数近くは後継者が未定です。一部アンケート調査では7割以上が事業拡大・継続したいと考えており、事業承継は長期計画が必要で、中小企業においては会社存続にかかわる喫緊の重大な経営上の課題となっています。そこで、中小企業の事業承継をより一層後押しするため、期間限定で特例措置が創設され、贈与・相続税等が大幅に緩和されました。

本セミナーでは、特例措置を実際に顧問先に活用している税理士が、制度内容やメリット、注意点等について、円滑に事業承継を進めていただけるようわかりやすくご説明いたします。円安と物価高の影響が長引く中、事業改革や生産性向上を図ろうとお考えの方、事業継承する側だけでなく、される側も是非、ご参加下さい。

令和6年9月6日(金) 14:00~16:00

講座内容

- ◇ 事業承継とは?
- ◇ 事業承継の円滑な進め方
- ◇ 事業承継税制(特例措置)の概要
- ◇ 事業承継税制の実例紹介

講師

ハマダ会計事務所所長・税理士

はまだ とおる
濱田 透 氏

<講師プロフィール>

1976年2月北海道札幌市で誕生。2010年10月 税理士登録(登録番号117132) およびハマダ会計事務所 設立。カード会社で取立担当として2ヶ月目で支店トップの成績(回収率)を上げ、その後は異動まで約2年ほぼ支店トップの回収率をキープし続けました。その後、税理士事務所で経験を積み独立開業。「コネなし」「金なし」「仕事なし」と3重苦の逆境を乗り越え、現在は約120社の顧問先に対して税務だけでなく経営全般を支援しています。

**会場** シーモールパレス(下関市竹崎町4-4-8)**受講料** 無料**定員** 20名(定員になり次第締め切り)**お問合せ** 下関商工会議所 中小企業振興部支援課(佐々木・渡辺)**TEL 083-222-3333****申込方法** 右記二次元コード(Googleフォーム)にて **8月26日(月)まで** お申し込みください。